

災害時の登降園について

地震、天災による不測の事態には、何よりも園児の安全を守ることが最優先事項です。そのため幼稚園としては表のように園児の登降園について行動いたします。保護者の皆様は、普段からこれらのことをご確認いただき、緊急時に備えて下さい。

| 天候による「警報発令」のとき 暴風警報・大雪警報 | |
|---------------------------------|---|
| 自宅にいるとき | 午前7時現在を基準とし「暴風警報」「大雪警報」発令の際は、臨時休園措置を執ります。確認の為、 オフィシャルホームページ「行事・事業の開催連絡ページ http://www.k-aoba.ed.jp/keitai/」 にて保護者の方でご確認ください。念のため、Aoba-contactシステムにて「臨時休園」の旨、連絡致します |
| 通園途中のとき | 〔通園途中とは、基本的に午前8時～9時30分の時間帯とします〕 そのまま帰宅を原則にします。 ※ バス通園の方は、一旦幼稚園までバスを運行し、その後即、降園のため通園バスを運行します。 ※ 徒歩通園の方は、そのまま帰宅下さい |
| 幼稚園にいるとき | 帰宅（降園）の連絡をいたします。 ※ バス通園の方は、バス到着時刻を通常時刻より「〇〇分、早く到着または、〇〇分遅れて到着」とご連絡します。 ※ 徒歩通園の方は、「直ちにお迎えをお願いします」とご連絡します。 ※ 但し、警報発令中の降園を危険と判断した場合は、降園を見合わせ、警報解除の後に降園とする場合もあります。 |
| 降園途中のとき | そのまま帰宅を継続。降園とします。 |

| その他 臨時休園措置の場合 | |
|----------------------|--|
| 通園バス運行不能のとき | ※ 積雪により、運行上「危険」と判断した場合 |
| 流行性疾患などによるとき | ※ 「インフルエンザ」の流行など 疾患の流行性が有ると判断した時「学級単位」での臨時休園措置(学級閉鎖) |

| 臨時休園措置の際の預かり保育 | |
|------------------------------|--|
| 登園時から臨時休園措置の時 | ※ 預かり保育は、実施いたしません |
| 幼稚園にいるときに「警報」が発令されたとき | ※ 保育終了時間までに発令された時⇒「預かり保育」は、実施いたしません ※ 預かり保育開始時刻後に発令された時⇒「連絡の上、直ちにお迎えをお願いします。」 |

「暴風警報・大雪警報」発令の地域は、大阪府東部大阪[幼稚園所在地]に発令された場合に上記の措置を執ります。但し、状況によっては、京都府京都亀岡地域(京都市伏見区・八幡市)京都府山城中部地域(八幡市・京田辺市)に警報が発令された場合、臨時休園措置を執ることがあります。

**臨時休園措置については、オフィシャルホームページ「行事・事業の開催連絡ページ」
<http://www.k-aoba.ed.jp/keitai/> にて保護者の方でご確認ください。**